

八戸市被災者定着促進事業住宅再建補助金各申請様式 エントリー以後の手続き一覧

仮受付（エントリー）を終了しました。

これからの手順と順次提出していただく書類（◎印）を同封しています。

困りであるものは、申請者が必ず行わなければならない手続きです。

※なお、交付申請に至らずエントリーを取り下げる場合は、その旨を速やかに書面で提出してください。

1. 交付の申請（添付書類が整い次第、令和2年1月31日（金）までに提出してください。）

提出書類 ◎交付申請書（別記第2号様式）

添付書類

(1) 契約に関する書類

ア 新築又は増築の場合は、工事請負契約書及び工事の内訳が分かる書類の写し

イ 住宅又は土地購入の場合は、売買契約書及び契約の内訳が分かる書類の写し

(2) 建築基準法上の建築確認に関する書類（建築確認の対象外であるものを除く。）

ア 新築、増築の場合は、建築確認済証、建築確認申請書（第1面から第5面）の副本及び設計図書（案内・配置・各階平面図）の写し

イ 住宅購入の場合は、建築確認済証及び設計図書（案内・配置・各階平面図）の写し（建築確認済証の代わりとして建築確認済証明書でも可）・・・発行元は市役所建築指導課

(3) 津波浸水区域内において、かさ上げ等を行った場合は、かさ上げ等を行う前の宅地又は基礎の形状が確認できる写真及び造成計画図（盛り土計画・擁壁断面・建物基礎図等）の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

ア) 仮受付と違う人に申請を委任する場合には委任状

イ) 口座振替受領申出（変更届出）票

ウ) 預金通帳（口座番号と名義人記載部分）の写し

2. 交付又は不交付決定（1の交付申請を受けてからその内容を審査して通知します。）

交付を決定した場合には次の通知をいたします。

交付決定通知書（別記第3号様式）

交付を決定しなかった場合には次の通知をいたします。

不交付決定通知書（別記第4号様式）

3. 交付の辞退（交付決定通知を受けた後、辞退するときは速やかに提出してください。）

提出書類 ◎辞退届（別記第5号様式）

添付書類 交付決定通知書（別記第3号様式）

4. 内容の変更（交付決定通知を受けた後、その内容を変更しようとするときは速やかに提出してください。）

提出書類 ◎交付変更申請書（別記第6号様式）

添付書類 1の交付の申請と同じ添付書類（内容の変更に係るものに限ります。）

5. 変更決定（内容変更申請を受けてからその内容を審査して通知します。）

変更決定した場合に次の通知をいたします。

交付変更決定通知書（別記第7号様式）

6. 実績報告（住宅の引渡しを受けた後、速やかに提出してください。）

提出書類 ◎実績報告書（別記第8号様式）

（印は口座振替受領申出（変更届出）票と同じ印鑑を使用して下さい。）

(1) 完了検査済証の写し（建築確認の対象外であるものを除く。）

（完了検査済証の代わりとして完了検査済証明書でも可）・・・発行元は建築指導課

その他、代用として完了検査を受けていない場合は、建築物調査報告書を建築指導課に提出の上、違反のないことを確認し同報告書の写しを添付

(2) 完成又は取得後の外部写真2枚程度（別角度から、なるべく建物全体を写したもの）及び津波浸水区域内でかさ上げ等を行った場合は、盛り土の高さ・擁壁断面・建物基礎の高さが分かる写真

(3) 被災住宅の滅失が確認できる書類の写し（第2条2項第1号ただし書きの適用を受けている場合を除く。）

(4) 転居後の住民票の写し（転居者全員の引越し後の住所が記載されたもの）

(5) 再建住宅及び土地の登記事項証明書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

ア) 市長が認める被災住宅を滅失しない特例の場合には、被災住宅の用途に関する確約書

イ) 交付申請後に再建住宅に転居している場合は、口座振替受領申出（変更届出）票（登録情報の住所を変更するため）

7. 延長の承諾願（実績報告書の提出が令和2年4月1日以降となる場合には提出してください。）

提出書類 ◎延長承諾願書（別記第9号様式）

8. 延長承諾書（延長承諾願書を受けた後、その内容を審査してから通知します。）

通知書類 延長承諾書（別記第10号様式）

9. 完了の確認及び補助金の確定（実績報告を受けた後、その内容を審査してから通知します。）

通知書類

確定通知書（別記第11号様式）

10. 請求書の提出（補助金確定通知を受けた後、14日以内に提出して下さい。）

提出書類 ◎請求書（別記第12号様式）・・・提出後、通常2週間程度で振込となります。

以上で終了となります。